

出資持分の放棄により「贈与税の負担が不当に減少する結果となる」（相続税法第66条4項）と認められないものとする（相続税法施行令第33条第3項）基準についての解釈（相続税個別通達 贈与税の非課税財産及び持分の定めのない法人に対して、財産の贈与等があった場合の取扱いについて、第2〈資料2〉）

- 1 適正な組織運営の基準（令第33条第3項第1号〈資料1〉）
 - （1）定款に記載
 - （2）それを遵守して運用
 - （3）規模の基準（3の個別基準）

- 2 共通4基準（令第33条第3項第1号～4号〈資料1〉）
 - （1）その定款等で所要の規定（同族制限3分の1以下）を定めていること
 - （2）役員等・関係者に特別の利益を供与していないこと
 - （3）定款等で残余財産の帰属が国等の定めがあること
 - （4）法令違反、公益に反する事実がないこと

- 3 個別基準（上述1－（3））

贈与税の非課税財産（公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分）及び持分の定めのない法人に対する贈与税の取扱いについて（相続税法・個別通達）

第2 持分の定めのない法人に対する贈与税の取扱いについて〈資料2〉

1. 適正な組織運営の基準

組
織
運
営
基
準

(1) 定款において、次に掲げる事項が定められていること。

- ① 理事6人以上、監事2人以上
- ② 理事・監事の選任は、社員総会で社員の選挙により選出
- ③ 理事会の議事は、⑤に該当する場合を除き、原則として、理事会において理事総数（理事現在数）の過半数の議決
- ④ 社員総会の議事は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総数の過半数が出席し、その出席社員の過半数の議決
- ⑤ 次のアからキの決定は、社員総会の議決を必要、ただしオおよびカ以外の事項については、あらかじめ理事会における理事総数（理事現在数）の3分の2以上の議決
ア 収支予算（事業計画を含む） イ 収支決算（事業報告を含む） ウ 基本財産の処分 エ 借入金（短期借入金を除く）、新たな義務の負担および権利の放棄
オ 定款の変更 カ 解散・合併 キ 当該法人の主たる目的とする事業以外の事業に関する重要な事項
- ⑥ （評議員であり、削除、特定は特定の基準で必要）
- ⑦ ③から⑥までの議事の表決には、あらかじめ通知された事項で書面をもって意思を表示者は、出席者とみなすことができ、他の者を代理人として表決を委任することはできない
- ⑧ 役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しない
- ⑨ 監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む）およびその法人の職員が含まれてはならない。また、監事は、相互に非同族等

(2) 贈与等を受けた法人の事業の運営及び役員等の選任等が、法令及び定款、寄附行為又は規則に基づき適正に行われていること。

(注) 他の一の法人（当該他の一の法人と法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第4条第2号（同族関係者の範囲）に定める特殊の関係がある法人を含む。）又は団体の役員及び職員の数が当該法人のそれぞれの役員等のうちに占める割合が3分の1を超えている場合には、当該法人の役員等の選任は、適正に行われていないものとして取り扱う。

(3) 贈与等を受けた法人が行う事業が、原則として、その事業の内容に応じ、その事業を行う地域又は分野において社会的存在として認識される程度の規模を有していること。この場合において、例えば、次のイからヌ（医療法人はヌのみ）までに掲げる事業がその法人の主たる目的として営まれているときは、当該事業は、社会的存在として認識される程度の規模を有しているものとして取り扱う。

（社会的存在としての規模）

ヌ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設を設置運営する事業を営む法人で、その事業が次の(イ)及び(ロ)の要件又は(ハ)の要件を満たすもの

(イ) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の2第1項第1号ホ及び第2号（社会医療法人の認定要件）に定める要件（この場合において、同号イ（助産に係る1分娩50万円以下の収入金額等を含む）の判定に当たっては、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく保険給付に係る収入金額を社会保険診療に係る収入に含めて差し支えないものとして取り扱う。）

(ロ) その開設する医療提供施設のうち1以上のものが、その所在地の都道府県が定める医療法第30条の4第1項に規定する医療計画において同条第2項第2号に規定する医療連携体制に係る医療提供施設として記載及び公示されていること。

(ハ) その法人が租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号（法人税率の特例の適用を受ける医療法人の要件等）に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすもの

(注) ____（アンダーライン）は、当社で付しました。

2. 共通4基準

共通基準	相続税法施行令第33条第3項(全法人類型共通の基準)	(1) 同族親族等関係者が役員等の総数の3分の1以下であること(前ページ1の基準) (2) 法人関係者に対する特別の利益供与がないこと (3) 残余財産の帰属先が国、地方公共団体、公益法人等に限定されていること(個人には一切帰属しない) (4) 法令違反等の事実がないこと
------	----------------------------	---

3. 個別基準 (前ページ(3)の規模の基準)

個別基準	A 現行基準 (前ページ・(3)ヌの(ハ)・特定医療法人を想定)	B 新基準を追加 (前ページ・(3)ヌの(イ)と(ロ)・社会医療法人を想定)	C 基金拠出型法人	
	(A)社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80%以上 (※1)	(A)社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80%以上 ※社会保険診療等に介護保険及び助産に係る1分娩50万円以下の収入金額を追加 (※2)	右・以外の一般法人	介護系、産科系(B(A)※をつかうケース
	(B)自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一 (※1)	(B)自費患者に対する請求方法が社会保険診療と同一 (※2)		
	(C)医業収入が医業費用の150%以内 (※1)	(C)医業収入が医業費用の150%以内 (※2)		
	(D)役職員に対する報酬等が3,600万円以下 (※1)	(D)役員及び評議員に対する報酬等の支給基準を明示 (※2)	(※1)のAの(A)から(F)の基準	(※2)のBの(A)から(E)の基準
	(E)40床以上又は救急告示病院(病院の場合)15床以上及び救急告示診療所(診療所の場合) (※1)	(E)病院又は診療所の名称が5疾病5事業に係る医療連携体制を担うものとして医療計画に記載 (※2)		
	(F)差額ベッドが全病床数の30%以下 (※1)	(F) (なし)		
手続	租特法67の2、国税庁長官に承認申請(審査:各国税局)	医療法42の2、都道府県知事へ認定申請(定款変更認可)(審査:都道府県)	個別(税務調査により)判断	

(株)グロスネット (G-Net)

相続税法第 66 条

格のない社団又は財団等に対する課税)

第六十六条 代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合においては、当該社団又は財団を個人とみなして、これに贈与税又は相続税を課する。この場合においては、贈与により取得した財産について、当該贈与をした者の異なることに、当該贈与をした者の各一人のみから財産を取得したもののみを算出した場合の贈与税額の合計額をもつて当該社団又は財団の納付すべき贈与税額とする。

2 前項の規定は、同項に規定する社団又は財団を設立するために財産の提供があつた場合について準用する。

3 前二項の場合において、第一条の三又は第一条の四の規定の適用については、第二項に規定する社団又は財団の住所は、その主たる営業所又は事務所の所在地にあるものとみなす。

4 前三項の規定は、持分の定めのない法人に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合において、当該贈与又は遺贈により当該贈与又は遺贈をした者の親族その他これらの者と第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときについて準用する。この場合において、第二項中「代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団」とあるのは「持分の定めのない法人」と、当該社団又は財団」とあるのは「当該法人」と、第二項及び第三項中「社団又は財団」とあるのは「持分の

定めのない法人」と読み替えるものとする。

5 第二項 第二項において準用する場合を含む。）又は前項の規定の適用がある場合において、これらの規定により第一項若しくは第二項の社団若しくは財団又は前項の持分の定めのない法人に課される贈与税又は相続税の額については、政令で定めるところにより、これらの社団若しくは財団又は持分の定めのない法人に課されるべき法人税その他の税の額に相当する額を控除する。

6 第四項の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるか否かの判定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

相続税法施行令

第 33 条第 3 項

3 贈与又は遺贈により財産を取得した法第六十五条第一項に規定する持分の定めのない法人が、次に掲げる要件を満たすときは、法第六十六条第四項の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められないものとする。

一 その運営組織が適正であるとともに、その寄附行為、定款又は規則において、その役員等のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者（次号において「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも三分の一以下とする旨の定めがあること。

イ 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

二 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第二条第十五号（定義）に規定する役員（一）において「会社役員」という。）又は使用人である者

① 当該親族関係を有する役員等が会社役員となつてゐる他の法人

② 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第二条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合

に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

二 当該法人に財産の贈与若しくは遺贈をした者、当該法人の設立者、社員若しくは役員等又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、余裕金の運用、解散した場合における財産の帰属、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

三 その寄附行為、定款又は規則において、当該法人が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人（持分の定めのないものに限る。）に帰属する旨の定めがあること。

四 当該法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。